

ながはまし農業委員会だより



※10月26日、市長に意見書を提出しました。(詳細はP2・3をご覧ください)



《記事の内容》

- 農業者の思いをこれからの農業施策に託して
ー市長へ農業施策に関する意見具申を行いました。ー P2・3
- 意向調査 継続は米価安定 後継者確保は所得向上 P4
- ながはまアグリネットワーク活動報告 P5
- 農地パトロール P6
- 農業者年金 P6
- 農地にかかる各種手続き 売買・転用・相続・放棄 P7
- 訃報 黄綬褒章者(北村富生氏) P8
- 農業労賃・農作業料金調査集計 P8

農業者の思いをこれからの農業施策に託して

―市長へ農業施策に関する意見具申を行いました―

長浜市農業委員会は10月26日「令和5年度農業施策に関する意見書」を浅見宣義市長に提出しました。この意見書は、農業者の意見や考えを政策に反映できるよう、意向調査や日頃の会話の中で皆様から寄せられた意見・要望などを取りまとめたものです。主な内容については次のとおりです。



1. 多様な担い手の確保と育成について

○生きがい農家の育成

- ・空き家バンク制度の周知の推進と、スムーズな移住ができる体制づくり
- ・手軽にはじめられる家庭菜園向けの野菜講習会

- ・生きがい農家の掘り起こし・育成に向け、県の普及員やJJAのOBのような専門家の指導による播種から収穫まで年間を通じた実証圃場での研修

○小規模農家の育成

- ・「小規模農家営農継続支援事業補助金」の補助額の増額と補助対象の拡充

○中規模・大規模農家の支援

- ・農業用資材（肥料・燃料等）の高騰に対する継続した支援を国へ働きかけるとともに、市独自の支援も継続すること

- ・農業機械の免許取得や技能習得への支援

- ・「長浜市生産調整アタッチメント整備事業補助金」の拡充

- ・関係機関と連携した実現可能な市全体の「地域計画（人・農地プラン）」の策定

2. 持続可能な農業経営の支援について

○加工用トマトの産地化の取り組み

- ・「加工用トマト等」の産地化に向けた継続した取組

○農業者収入保険加入促進事業の継続

- ・「農業者収入保険加入促進支援事業」の次年度以降継続

- ・JJAの農業法人が最後の受け皿となりえるよう市と連携した体制の検討
- ・廃業を考慮しておられる農業者と規模拡大を目指す農業者や新規就農者をつなぐ仕組みづくり

○女性農業者の支援

- ・なごはまアグリネットワークへの継続した活動支援

- ・なごはまアグリネットワーク会員の拡充支援

- ・女性農業者を対象とした農業機械研修及び経営研修等の支援

○女性・青年農業者の農業委員・農地利用最適化推進委員への登用

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の登用にあたって、女性・青年農業者を積極的に登用されるよう地域に働きかけを行うこと。

○農業サポーター制度の開設

- ・大阪府箕面市の「箕面市農業サポーター制度」や茨城県牛久市の「牛久市農業ヘルパー制度」を参考に、農業経営者と労働力を結びつける仕組みの構築

○農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みづくり

- ・「労働力の欲しい農家」と「生きがいを求めているシニアや退職者」をつなぐ仕組みづくり

○ブロックローテーションの支援

- ・経営体単位のブロックローテーションを支援できるメニューの拡充
- ・ブロックローテーションの疎外となるような転作（加工用米等）が行われないように集落に働きかけを行うこと。

3. 鳥獣害対策について

- ・防護柵の未設置地域については、市内全域で設置が完了するよう、関係機関が連携して対策を講じること。
- ・自然災害等で破損した防護策等の復旧について、最大限の支援を行うこと。
- ・集落ぐるみの獣害対策を支援するため、防護柵設置や修繕、狩猟免許取得の支援を継続すること。
- ・サル、イノシシ、シカの捕獲強化を図ること。特にサルに対しては、群れごと捕獲できるように大型柵の設置等を検討すること。
- ・防護柵を設置しても、河川等を通じて山から下りてきた獣害による被害が多いため、獣害駆除対策を強化すること。

4. 遊休農地対策について

- ・耕作放棄地にならない取り組み、仕組みづくりを検討すること。
- ・集落の農地は集落で守るという意識づけの強化を図ること。
- ・地元集落による耕作放棄地管理のために必要な技術的支援や機械購入に係る補助を新設すること。
- ・耕作放棄地解消事業補助金を継続すること。

5. 国・県への要望について

○農業者の所得安定対策

- ・土地利用型農業の持続的発展には、米価の安定が必要不可欠です。国の責任において適正な生産数量の配分による需給調整を行い、米価の安定を図るため、目標達成のためのインセンティブ制度を創設すること。

- ・農業資材（肥料、燃料等）の価格上昇分を緩和するための支援制度を継続拡充すること。

- ・米価低下による農業者への影響を軽減させるため、米価に連動した交付金制度を創設すること。

○農地保全管理対策

- ・荒廃農地の多くは、中山間地にあるものの、これらの地域は、高齢化率が高く、農地を管理できる担い手がない状況です。これ以上荒廃農地を増やさないために、必要となるしくみ（例えば、定年後に農作業を行いたい人・休日の自由な時間に農作業を行いたい人（小規模農家）の支援拡充・行政や農協等が主導したサポート体制等の整備・耕作者バンクの設置）を創設すること。
- ・国道等の道路や河川の法面等の除草作業を地元自治会等に依頼されているが、実際は、隣接農地の耕作者が自主的に行っている現状があります。公共物管理者として、防草シートを設置するなど、農業者の負担軽減を図ること。

- ・多面的機能支払交付金事業（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金等）や中山間地域活性化直接支払事業は、農地保全

管理対策として実施されているものの、荒廃農地がある全集落が取り組みされている訳ではなく、活動組織を維持・拡大することが、新規の荒廃農地を生まないことになるので、活動組織の中心となるべき人材を育成する仕組みを創設すること。

中山間地は圃場整備が進んでおらず、大農家による耕作を促進するためにも、中山間地の農地改良事業を進めること。

○新産業新技術支援対策について

・スマート農業を促進するための支援は行われているものの、営農面積が小さく、資金力がない若者等の小規模農家が採択されにくい状況にあります。農業従事者の裾野を広げるためにも、補助額の増額と来年度以降も補助を継続すること。

・米の消費量は、人口減少とともに減り続けることから、米作以外の地域の農産物を作り出すことも必要です。そのためにも、地域の企業と農業者が連携して、地域で収穫できた農産物を使用した商品開発を促進する支援を行い、米以外の農産物を作付けできるしくみづくりを確立するために、企業等への支援を大幅に増やすこと。

○食料自給率の向上について

・今年4月より、学校給食の主食である「ごはん」と「パン」は、県内産の米と小麦を使用されるようになったが、さらなる「地産地消の促進」を図るべく、県内で賄えるものは県内で、それ以外の食材についても、国内で生産されている農産物を使用すること。

*市長に提出しました意見書は、農業委員会のホームページでご覧になれます。

意向調査

継続は米価安定、後継者確保は所得向上

農業委員会では、意見書を作成するにあたり、農業者の意向を把握するため「農業経営に関する意向調査を行いました。今年度は、令和2年4月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」に多様な担い手が位置付けられたことを踏まえ、市内の販売農家を（耕積1ha以上・799経営体）を対象に調査を実施しました。（回答者：502経営体）

本市の農業を担っている農業者の年齢構成は、39歳まではわずか2・2%、40歳から65歳までが37・8%、65歳以上が59・9%、内85歳以上が5・6%と高齢化が顕著に現れています。

(問) 後継者の目途はついてますか。

(人・(%))

回 答	2022年	2021年
目途はついてる	118(23.5)	120(23.3)
目途はついていない	259(51.6)	274(53.2)
無 回 答	125(24.9)	121(23.5)
合 計	502	515

このうち後継者の目途がついている者は、18人(23・5%)のみであり、多くは後継者の目途がついていない現状です。

また、農業経営を継続するために必要なことは、ほとんどの方が米価の安定を掲げています。次いで、農業機械更新の補助、労働力の確保、農産物のブランド化と販売戦略、農地集積の促進と続いています。

「10年後の農地を守るために、新規就農者や後継者の確保にあたり必要な支援は何か。」との問いには、6割強の方が農業所得の向上と圧倒的に多く、厳しい現実を物語っています。

農業・農村の維持的発展には、所得の向上、特に本市のような土地利用型農業中心の地域においては、米価の安定が必要不可欠といえます。

長浜市農業委員会としても、この調査結果を重く受け止め、今後も農業者に寄り添った取り組みを行ってまいります。

(問) 農業経営を継続するため、必要なことは何ですか。(該当するものに三つ〇をつけてください。)

(人・(%))

回 答	2022年
米価の安定	290(30.2)
農業機械更新への補助	254(26.5)
農業労働力の確保	114(11.9)
農産物のブランド化	61(6.4)
農地集積の促進	53(5.5)

*回答数上位5位までを抜粋して掲載しています。
(総回答数：959)

(問) 10年後の農地を守るために、新規就農や後継者の確保にあたり必要な支援は何だと思いますか。

(人・(%))

回 答	2022年
農業所得の向上	326(64.9)
農地や施設の取得支援	48(9.6)
技術支援	23(4.6)
労働条件の改善	17(3.4)
そ の 他	88(17.5)
合 計	502

*掲載しております意向調査は、調査の全項目が農業委員会のホームページでご覧になれます。

ながはまアグリネットワーク活動報告

女性農業委員も会員である「ながはまアグリネットワーク」では、11月15日に市内で交流会を開催しました。

会員の横田尚美氏から「ヨコタ農園」（長浜市高月町馬上）の活動内容、施設紹介等の説明を受けました。特に、2018年の台風によるビニールハウスの損壊や2022年の集中豪雨による管理ほ場の浸水被害を経験されて、大きなご苦勞があったことを感じました。

しかしながら、これまでの「繋がり」から多くの方の支援を受け、今があると実感されており、農業を通じて多くの方々と「繋がり」合える場所として、2021年12月、農園カフェをオープンされました。カフェの名前は「Farm Cafe Lian」。リアンは、フランス語で「繋がり」・「絆」を意味するそうです。これからも、「繋がり」を大切にして、農業に携わっていきたいと話をされていました。

女性農業者のグループ「ながはまアグリネットワーク」では、定期的に会員同士が気楽に話し合える場を提供する取組みを行っています。常時、会員を募集していますので、興味がある方は、事務局まで連絡してください。※詳しくは、下記をご覧ください。

<ランチメニュー>



<交流会風景>



会 員 募 集 中 ながはま アグリネットワーク

「ながはまアグリネットワーク」の新規会員を募集します！

「ながはまアグリネットワーク」は長浜市内の農業に携わる女性が集まる団体です。長浜市内の女性農業者や農業に関心のある女性であれば、どなたでも参加できます。

「仲間がほしい！」「働く環境を良くしたい！」

「気軽に話し合える場がほしい！」「情報交換がしたい！」

そんなみなさんの声を形にすべく、今後、農業に関する各種情報提供や、
会員同士の交流会、研修会等の開催を予定しております。

ご興味のある方は、下記まで申込書をご提出ください。

何かご不明な点等ございましたら、
お気軽に下記までお問合せください。

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地
ながはまアグリネットワーク事務局

(長浜市産業観光部農林政策課内) 担当：橘・田中

TEL：0749-65-6520 FAX：0749-64-0396 MAIL：norin@city.nagahama.lg.jp



～農地パトロールを実施しました～

長浜市農業委員会では、耕作放棄地の解消に向けて農地最適化推進委員会を設置して、活動を行っています。

本年度は、7月から8月にかけて市内全域の農地を対象とした農地パトロールを実施して、遊休農地を中心に農地の利用状況を調査し確認を行いました。

近年の状況では、農業者の高齢化に伴う離農や、大規模農家の廃業により、耕作者不在となった農地の新たな耕作者を見つけることが困難な状況となっており、特に条件の悪い農地が耕作放棄地として増加しています。

また、地区別では山間部に農地が多い浅井地区・余呉地区・西浅井地区が全体の70%以上を占めています。

農地パトロールの結果
遊休農地面積（令和4年10月現在）
遊休農地 約49.7ha



耕作放棄地面積（地区別）

地区	長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井	合計
田	31,808	54,980	1,835	3,188	2,555	15,513	42,343	141,882	88,606	382,710
畑	869	31,492	50,031	1,812	6,988	0	4,297	15,700	3,262	114,451
合計	32,677	86,472	51,866	5,000	9,543	15,513	46,640	157,582	91,868	497,161

(㎡)

農業者年金で生活の安定を 考えませんか？

農業者の方なら広く加入できます。

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります！

◆加入要件

年齢要件	20歳以上60歳未満
国民年金の要件	国民年金の第1号被保険者 (ただし、保険料納付免除者でないこと。)
農業上の要件	年間60日以上農業に従事する者

現行の農業者年金は積立方式ですので、旧の賦課方式（国民年金等、受給者に支払う年金額を現役世代の保険料で賄う方式）と異なり、加入者の支払った保険料は、将来自らの年金給付に使われます。

また、農業者年金は原則65歳から終身（生涯）受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払します。

◆農家の老後の家計費と国民年金との比較（夫婦2人）

必要とされる家計費	
月額	22万円
年額	264万円

高齢農家世帯の家計費

家計費との差	
月額	9万円
年額	108万円
月額	13万円
年額	156万円

国民年金（R4.4現在）

高齢農家が安心して老後の生活を送る為には、国民年金だけでは、約9万円不足することになります。
安心して豊かな老後の為に
国民年金

+ 農業者年金！

*データ提供 農業者年金基金

国が支える。安心が大きくなる

担い手 積立年金 【愛称】

農業者年金

農業者の後継者・配偶者も加入できます。

認定農業者やその家族の農業者には国庫補助があります。

農地の売買・転用には農地法の手続きが必要です!!

農地の売買、賃貸借等の許可

*農地を耕作する目的で売買、贈与、賃貸する場合には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。(個人の場合)

- ① すべて効率利用要件 申請地を含め、所有している農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ② 農作業常時従事要件 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
- ③ 下限面積要件 申請地を含め、耕作する農地(自作及び正式な契約により借りている農地)の合計面積が下限面積以上であること。*下限面積は町ごとに異なりますので農業委員会までお尋ねください。なお、令和5年4月以降は、法律の改正により、下限面積要件はなくなります。
- ④ 地域との調和要件 申請地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

農地転用の許可

*農地を農地以外に変更する場合(転用)には農地法の第4条または第5条に基づく農業委員会の許可が必要です。

*例: 田や畑を住宅、駐車場、資材置き場等にする場合。

○農地法第4条許可: 自分名義の農地を自分が使うために転用する。

○農地法第5条許可: 自分以外の農地を買う、借りる等して転用する。

■主に次の様な内容について審査します。

- ・土地改良区等必要な同意は得られているか。
- ・付近の営農に支障を及ぼすおそれがないか。
- ・転用に関係する法令の許可等が得られるか。

*原則として一般的に青地と呼ばれる農振農用地区域内にある農地など良好な営農条件を備えている農地は転用することができません。

農地を相続された場合は、農地法に基づく届出が必要です!!

農地を相続された場合には、農地法の第3条の3に基づく農業委員会への届出が必要です。
相続された農地の所在、取得した権利(所有権等)、取得日(相続日)等を届出してください。
詳しくは農業委員会(0749-65-6549)までお問い合わせください。

相続された土地が管理できないため、土地を手放したいと考えている方へ

令和5年4月から新たな法律が施行され、一定の条件が満たされる土地は、所有者からの申請により、所有権を国庫に帰属させる制度が始まります。

(※国庫帰属が認められない例 境界が明らかでない土地、担保権等の権利設定がされている土地、通路や水路など他人による使用が予定されている土地等)

要件が満たされる土地については、法務局職員による実地調査を経て承認されることになれば、10年分の土地管理費(土地の条件により20万円~100万円程度)を納付いただくことで、所有権が国庫に帰属されることになります。

詳しくは、大津地方法務局 077-522-4671(平日8:30~17:15)までお問い合わせください。

訃報

長年、長浜市農業委員や滋賀県獣害対策アドバイザーを務められた北村富生氏が令和4年10月14日にお亡くなりになりました。

北村氏は、お住いの鳥羽上町集落で獣害対策研修会、被害防止プランの策定、ワイヤーメッシュ柵など防護柵の設置などの取り組み等により、地域被害を軽減させたことや、県内の獣害対策リーダーとなって地域に貢献したことが高く評価され、令和2年度に鳥獣対策優良活動表彰・農林水産省大臣賞（被害防止部門・個人）を受賞されました。

また、令和4年度の春の褒章において、業務に励み模範となる人をたたえる黄綬褒章を受章されました。

故人のこれまでの活動に対し心から敬意を表しますとともに、謹んでお悔やみ申し上げます。



農業労賃・農作業料金調査集計（令和4年8月調査）

先般、市内農業組合からご報告いただきました農業労賃・農作業料金について、集計結果を下記のとおりとりまとめました。今後の農業労賃・農作業料金の目安にして下さい。

作業内容		本年度料金 (平均額)	R3～H30年度 (累計平均額)	単位
耕起から代掻きまで一貫		18,400円	18,700円	10a
耕起のみ		8,100円	8,000円	10a
代掻きのみ		8,800円	9,000円	10a
機械田植（苗代別）		11,300円	10,200円	10a
機械刈取（コンバイン）		20,000円	20,500円	10a
オペレータ賃金	トラクター	1,300円	1,300円	1時間
	田植機	1,300円	1,300円	1時間
	コンバイン	1,300円	1,300円	1時間
農作業労賃	男性	8,400円	8,600円	1日
		1,200円	1,300円	1時間
	女性	8,000円	8,200円	1日
		1,200円	1,200円	1時間

①本情報は、農地法第52条の規定に基づき、地域の農業労賃・農作業料金の目安として提供させていただきます。農業労賃、作業料金は当事者で十分協議して設定して下さい。

②報告件数が20件以上であった項目（作業内容）を掲載しております。

③100円以下は四捨五入しております。

編集・発行 長浜市農業委員会

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地（長浜市役所本庁舎2階）

TEL: 0749(65)6549 FAX: 0749(65)1602 E-mail: noui@city.nagahama.lg.jp